

八尾市告示第293号

八尾市庁舎消防用設備等保守点検業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和7年6月5日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市庁舎消防用設備等保守点検業務
- (2) 内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札回数 3回打切りとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 令和5年度以降において、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、かつ、これらを履行した実績を有していること。
- (4) 仕様書に定める要件を満たす本件入札に係る業務を履行期間において確実に履行できること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税を滞納していないこと。

(6) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

(7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている者については、申請書類のうち、アからエまで、キ及びクの書類の提出を要しない。

ア 登記簿謄本 ※ 写し可

イ 印鑑証明書 ※ 写し可

ウ 納税証明書（国税） ※ 写し可

エ 納税証明書（市税）【法人市民税】【固定資産税（土地家屋・償却資産）】

※ 写し可

※ 納税義務がある場合に限り提出が必要

※ 法人市民税については、直近の事業年度完了分

※ 住民税、固定資産税（土地家屋・償却資産）については、令和5年度分

オ 受付票【様式 1】

カ 一般競争入札参加資格審査申請書【様式 2】

キ 誓約書【様式 3】

ク 使用印鑑届【様式 4】

ケ 実績調書【様式 5】及びこれを証明する契約書の写し等

コ 委任状

なお、アからエまでは官公署発行のもの、オからケまでは指定様式とする。

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、受付票を返送するので返信用封筒を同封し、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和 7 年 6 月 17 日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市総務部総務課

電話 072-924-3810（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和 7 年 6 月 18 日までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部総務課

6 入札参加資格審査の結果通知

令和 7 年 6 月 20 日に電子メールにより通知する。

7 入札関係資料の配付

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和 7 年 6 月 20 日に電子メールにより配付する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和 7 年 6 月 18 日午後 4 時まで

イ 問合せ先 電子メールアドレス soumu@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3810（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和 7 年 6 月 20 日午後 4 時までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けていないもの
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部総務課

11 入札保証金

規則第 106 条に規定する入札保証金は、規則第 108 条各号のいずれかに該当

する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和7年6月25日（水）午後3時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

13 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他

入札の参加人数は、1 事業者 1 人とする。

18 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部総務課

電話 072-924-3810（直通） F A X 072-992-7583

電子メールアドレス soumu@city.yao.osaka.jp